

(仮称) 堺臨海部サッカー・ナショナルトレーニングセンター整備工事
入札説明書の訂正について

1 訂正箇所

入札説明書10ページの「20 その他」

2 訂正内容

4号を削り、5号を4号とする。

(正)

20 その他

- (1) この調達、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものであることから、堺市・美原町合併協議会合意事項は適用されない。よって、旧美原町内業者の参加も可とする。
- (4) 入札参加者は、設計図書、工事請負契約書等を熟読し、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令等の関係法令並びに堺市契約規則及び堺市一般競争入札参加者心得を遵守しなければならない。

(誤)

20 その他

- (1) この調達、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものであることから、堺市・美原町合併協議会合意事項は適用されない。よって、旧美原町内業者の参加も可とする。
- (4) 当該入札手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、堺市入札監視等委員会に対して苦情の申立てをすることができる。
- (5) 入札参加者は、設計図書、工事請負契約書等を熟読し、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令等の関係法令並びに堺市契約規則及び堺市一般競争入札参加者心得を遵守しなければならない。